



職業がんの労災認定と職業がんの根絶をめざす取り組み 8

職業がんの撲滅にむけて 2

堀谷昌彦

2016年6月に発足した「職業がんをなくす患者と家族の会」は、「職業がんをなくそう集会」を大阪（16年6月）、福井（16年10月）、東京（17年2月）で開催してきた。今後、その他の地域を含めて定期的、継続的な開催をめざしている。

今回は、職業がん認定闘争の意義を三星化学工業の事例に照らしながら考察し、職業がんをなくそう集会（福井、東京）の報告及び今後の運動の課題について報告したい。

I. 職業がん認定闘争の意義について

職業病リスト

職業病の認定については、厚労省が職業病リストを公表している¹⁾。

このうち職業がんに関するものは七に列挙された20の業務と腫瘍で示されている（表1）。

このリストにあるような業務履歴があるものがリストにあるような腫瘍に罹患し労災申請した場合、数か月程度で労災認定がされ、治療費負担がなくなり障害に応じて、金銭的な補償もされる²⁾。

表 1. 労働基準法施行規則第 35 条別表第 1 の 2 七 職業がんに関係するもの

七 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病
1 ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍
2 ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍
3 四—アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
4 四—ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
5 ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん
6 <u>ペリリウムにさらされる業務による肺がん</u>
7 ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん
8 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫
9 ベンゼンにさらされる業務による白血病
10 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん
11 <u>1, 2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん</u>
12 <u>ジクロロメタンによりさらされる業務による胆管がん</u>
13 電離放射線にさらされる業務による白血病, 肺がん, 皮膚がん, 骨肉腫, 甲状腺がん, 多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫
14 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
15 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
16 コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん
17 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は 上気道のがん
18 ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん
19 砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機 砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん
20 すず, 鉱物油, タール, ピッチ, アスファルト又はパラフィンにさらされる

(下線部は 2013 年 10 月 1 日に追加されたもの)

また、該当する業務歴がある者については早期発見のための特殊検診が定められており、退職後も健康手帳が発行され、特殊健診を受けられるようになっている。さらに該当業務に関連する化学物質については、特定化学物質による健康障害予防規則に指定され、職場のばく露対策と衛生教育、環境測定や特殊健診が義務付けられ、新たに健康障害が発生しないよう予防措置が取られる³⁾。

これまでも述べてきたが、これらリストに該当する職業がんの日本における認定件数は年間20件以下である。国際的な疫学研究が示す全がんに占める職業がんの比率はおおむね5%程度とされ、これを当てはめれば、日本では年間死亡2万件に相当する。

すなわち、ほとんどの職業がんは労災認定されていないというのが現状である。これにより、被災者の具体的な救済ができないばかりでなく、職場のばく露防止対策と職業がんの発見が遅れ、新たな被災者が発生するという悪循環を繰り返すことになる。

職業がんという認識は広く社会に浸透されておらず、問題視されないまま、年間死亡2万件が看過されているのである。

職業がん認定闘争の意義

このような状況のなかで、職業がん認定闘争は被災者救済という直接的な意義がある。労働基準法に定める職業病¹⁾に認定されない限り、労働者災害補償保険法に定める補償を受けられず²⁾、治療と看護、介護にかかる費用は罹患者自らが負担しなければならない。

治療に伴う身体的精神的苦痛のうえに経済的負担が圧しかかる。また、就労しながら労災認定闘争を継続する場合、職場に理解がないと会社内のハラスメントの対象になったりするケースもある。

三星化学工業株式会社においては、2014年2月に最初の膀胱がん罹患者が発生し、その後15年2月に2件目、8月に3件目と続く。当時これを職業がんであると疑った田中康博氏（現三星化学工業労組書記長）は化学一般関西地方本部に相談し、芳香族アミンと職業がんに関する学習会を企画するが、会社は田中氏の行動を監視し、そのような行動を取らないよう働きかけ、根拠もなく労災には当たらないと主張するなどさまざまな嫌がらせを続けた。

さらに、9月に4件目が発生しても会社の態度は変わらなかった。しかし、11月に5件目（これは田中氏）が発生するといよいよ隠すことができないものと認識を変え、12月に福井労働局へ報告することとなった。

福井労基局に報告後も、会社の認識は甘いままであった。芳香族アミン類へのばく露が日常的にあることを把握し、かつこれだけの膀胱がん多発を目の当たりにしているにもかかわらず、病院提出用の労災申請用紙への記入を申し入れた被災者らに対し、会社証明欄の記入を拒否し、証明拒否理由書（労災であると確定したわけではないので証明はできないとした）を添えたのである。後に、このような証明拒否はまったく意味がないことに福井労基署が言及している。

7名全員の労災認定が決定された

2016年1月から当該労組と化学一般関西地本は、厚労省に対しこれまでのばく露の状況やそれにより作業者にチアノーゼ、吐き気、血尿などの症状があったことを訴え、労災の早期認定と芳香族アミンの包括的規制強化を訴え続けた。

「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」は同年6月から5回の検討会を経て12月20日に報告をまとめ、厚労省はそれを受け福井労働局に決定を指示

し、12月21日に労災申請した7名全員の労災認定が決定された。また、オルトトルイジンについては同年11月に特定化学物質第2類に指定し、2017年1月より施行されている。

これにより、今後オルトトルイジンに関する尿路系がんの労災認定は加速し、前述した労働基準法施行規則第35条別表第1の2に追加されるのではないかと推定される。また、特化則第2類に指定されたことにより、作業主任者の選任、ばく露防止対策、環境測定、特殊健診の実施、記録の保管等が義務化され、厳重な管理³⁾が推進されるはずである。

今後の課題

本事案に関する今後の課題は、尿路系以外のがんの発症をどう扱うのか、オルトトルイジン以外の芳香族アミンおよびそれらの化合物の規制強化をどう進めるかである。

1) 尿路系以外のがんの発症をどう扱うのか

膀胱がん罹患者が口腔や肝臓、肺など他の臓器がん（重複がん）を発症した場合と膀胱がんを罹患していない者が他の臓器がんを発症した場合がある。当該労働者としてはあれだけの深刻なばく露を受けたのであるから、それらのがんが業務と無縁であるとは思えないのであるが、労災認定となると簡単ではない。

前者は石橋事件、後者は宮野事件として争い、両方とも敗訴しているのが現実である。ただし、これも症例が増えると判断に影響が出てくるので、注意深くばく露集団を追跡しなければならない。

2) オルトトルイジン以外の芳香族アミンおよびそれらの化合物の規制強化をどう進めるか

本事案の原因物質をオルトトルイジンのみであるとすることはできない。今回労災認定された7名のうち6名は、オルトトルイジンを含めたその他の芳香族アミンに濃厚ばく露しているが、1名はオルトトルイジン以外の芳香族アミンに濃厚ばく露しているのである。

また本事案の作業者の多くは芳香族アミンだけではなく、その化合物（アセチルケトン体）に大量にばく露されており、体内外における分解や代謝により、芳香族アミンへのばく露に繋がっているものと推定される。今回オルトトルイジンのみを規制強化して幕引きをすれば、また何年後かに職業性膀胱がんの多発事案が発生することは容易に想像できる。

また、徳島県においても、オルトトルイジン製造業務に従事していた労働者が定年退職後に膀胱がんを発症している。同様な業務に従事していた定年退職者20名強で、「職業がんと闘うオルトトルイジンの会」を2017年1月25日に結成した。三星化学工業のように職場で膀胱がんが多発しているわけではないが、認定が加速されるか否か、どのような判断がされるかが注目される。

II. 職業がんをなくそう集会の報告

職業がんをなくす患者と家族の会の活動報告

三星化学工業の膀胱がん多発事案が進行するなか、16年2月石橋事件の敗訴が決定した。長年職場改善を要求しつつも無視され、化学物質の有害情報すらまともに伝えられず膀胱がんを発症してしまった三星化学工業の労働者。職業性膀胱がん罹患者の重複がんを労災認定できな

かった石橋氏の家族。両者の悔しさが重なり、同年6月職業がんをなくす患者と家族の会の結成と職業がんをなくそう集会を開催していくことになった。この経過は以前報告した通りであるが、今回はその後職業がんをなくそう集会を2回開催したこと、職業がんの掘り起こしに取り組んでいる活動の報告をする。

第2回職業がんをなくそう集会 in 福井

10月15日～16日、東京・神奈川・名古屋・石川・福井・京都・大阪・兵庫から2単産・6団体のほか、専門家（研究者1名・弁護士2名）、個人など49名が参加した。

基調報告では田中康博「なくす会」代表より、三星化学工業での長年にわたる劣悪な労働環境と労務管理が報告され、労組を結成して職場を継続的に改善していくことの重要性が力説された。ダイトケミックスからは、日本における芳香族アミンによる職業性膀胱がんが多発した歴史的背景を紹介し、宮野・石橋事件の争点が報告された。

全国労働安全衛生センター連絡会議は、印刷業界で発生した胆管がん事案、ベンジジン膀胱がんの補償事案、トリクロロエチレンによる腸管囊腫様気腫症事案、接着剤製造における胆管がん発生事案、過酸化水素水による気管支喘息の労災認定などの経験を報告した。

記念講演は福井大学医学部伊藤秀明准教授が「職業がんとしての膀胱がん」と題して話された。膀胱がん因子の紹介、症状所見と健診検査、治療の解説、日本における職業性膀胱がんの歴史、ばく露と潜伏期間、芳香族アミンとオルトトルイジン、アゾ染料の規制などを解説した。終息したはずの職業性膀胱がんがまたも確認され、今後も経過観察が必要であるとまとめた。

2日間にわたった分散会では、参加者による豊富な経験交流がされ、三星化学工業の組合員より毒性も知らされずに薬品まみれになって働かされた実態が報告された。

あすなる法律事務所池田直樹弁護士が、通常は違ったフィールドで活動しているグループがここに集まり経験交流できたことは非常に意義深いことであったと総括した。

第3回職業がんをなくそう集会 in 東京

2017年2月19日、品川中小企業センターに20団体48名（研究者3名、弁護士1名）が集まった。

記念講演は毛利一平医師（ひまわり診療所長）が「日本における職業がんの現状と課題」と題して話された。IARC（国際がん研究機構）のあげる発がん417要因のうち、職業関連は168要因と4割を占めていること、イギリスの疫学データでは全がん死亡の5.2%が職業関連にあたり日本では男性の年間1万人に相当することを示した。

今後、職業病に関し、①労働者・患者が声を上げる、②専門家・労組による職場ごとの健康状態の評価、③医療関係者の気づき、④行政による大規模データのモニタリングと4つの視点によるアプローチが必要であり、そのためにはデータや実態を上げ議論していくことが重要であると提起した。

基調報告は化学一般関西地本三星化学工業支部田中康博書記長が「職業がんへの軌跡 そして希望へ」と題して話した。劣悪な職場環境そのものだけでなく教育もなく、指摘しても改善

しようとしないう適切な衛生管理が続いたこと、パワハラが横行する職場で声を上げることの苦悩、仲間が次々発がんし、告発と労組結成を固めていくなか、自らも膀胱がんに罹患したこと、仲間と労災申請と労組結成を成しとげ、団体交渉を通じて職場改善を進めてきたことを話した。

結果、厚労省要請行動により、2016年12月、労災申請していた7名全員の労災認定がされ、本年1月オルトトルイジンの法規制強化がされたことを報告した。

事例報告として、「コールタール作業者の膀胱がん」(九州社会医学研究所：田村昭彦所長)、「中小企業における効果的な化学物質対策を目指して」(東京労働安全衛生センター：仲尾豊樹氏)、「胆管がんに関する労災認定と予防対策の国への要請」(全印総連東京地連：柳澤孝史氏)、「木材粉じん及びホルムアルデヒド等の有害物質ばく露との関連が疑われる上顎がん事例」(ひまわり診療所長：毛利一平氏)、「職業がんをなくす患者と家族の会の活動報告」(世話人事務局長：堀谷昌彦)などが行われた。

職業がんをなくす患者と家族の会の活動報告と今後の課題

現在、取り組んでいる課題には、①京都における元印刷労働者の胆管がんの労災認定、②建設労働者に発症した上顎がんの労災認定、③中国へ海外出張し芳香族アミンにばく露した労働者に発症した膀胱がんの労災認定、③耐熱塗料の塗装現場で就労した労働者の死亡に関する労災認定がある。そのほか、徳島で結成された「職業がんと闘うオルトトルイジンの会」との連携などに取り組んでいる。

集会の開催と職業がんの掘り起こしについては、着実に取り組んできているが、さらに今後職業がんをなくそう集会を広めていくこと、掘り起こし運動を継続していくこと、広報のための資料をまとめること、政府への働きかけの戦略の構築が必要であると考えている。

参考文献

1) 労働基準法施行規則

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/syokugyoubyou/list.html

2) 労働者災害補償保険法

3) 特定化学物質障害予防規則

(ほりや・まさひこ 化学一般労働組合連合顧問)